

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る子ども・子育て支援計画の 代用計画について

### 1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

・全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠（月10時間上限）の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

- ・0歳6か月から3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象とします。

### 2. 代用計画策定の経緯

乳児等のための支援給付の創設に伴い、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡）が改正されました。

市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項として、

①乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

②乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

が追加されており、現計画において、①は記載済みですが、②は未記載のため、計画に追加記載する必要があります。

#### 「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制」とは

乳児等通園支援事業が0歳6か月から3歳未満を対象とした制度であるため、利用者が児童の満3歳到達以降に保育施設等を利用希望した場合に、スムーズに移行することができるよう、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めることとされています。

### 3. 市の対応

国通知により、子ども・子育て支援事業計画の変更が困難な場合は「代用計画」によることが可能であると示されていることから、②乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を代用計画として策定することで対応することとします。

なお、現計画の中間見直し時には統合する予定です。

### 4. 代用計画 ※国通知で示されている参考様式を元に代用計画を策定

## 第三期小城市子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

小城市

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

## (18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 事業の概要

○教育・保育施設等事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築することで、適切かつ良質な保育の提供体制の確保を図る事業です。

### 実施の考え方

○市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入等、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施します。

## (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度のみ「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」が新たに創設され、これに位置付けられることとなります。

### 事業の概要

○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

○0歳6か月から3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象とします。

### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		15	15	14	13
確保方策		15	15	14	13

(単位：回/年延)

### 量の見込みと確保方策の考え方

○国の示す算定方法を参考に、推計人口と未就園児数の予測から見込みました。  
○市内の事業者と協議を進め、令和8年度の開始を目指します。